

## 5 費用負担調整業務の実施状況

### (1) 交付金交付等業務の実施状況

調査の結果	説明図表番号
<p>費用負担調整機関は、地域によって電気使用者が支払う賦課金の合計額と再生可能エネルギー電気の買取額が異なることにより生じる電気事業者の負担の不均衡を調整するため、各電気事業者から賦課金を納付金として徴収した上で、各電気事業者の買取電力量に応じて、電気事業者に交付金として交付している（法第8条、第11条及び第16条）。</p> <p>また、費用負担調整機関は、費用負担調整を適正に行うため、電気事業者から報告された買取電力量等の確認を行っている。</p> <p>今回、費用負担調整機関における交付金交付等業務の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	<p>表 4-①（再掲）</p> <p>表 5-(1)-①</p>
<p><b>ア 納付金の徴収業務</b></p> <p>各電気事業者が納付すべき納付金の額は、電気事業者が電気使用者に供給した電力量に賦課金単価を乗ずる等法令に定める方法により、費用負担調整機関が決定し、電気事業者に通知することとされている（法第12条及び第13条）。</p> <p>費用負担調整機関は、電気事業者から報告があった供給電力量等について、FIT納付金・交付金管理システム（以下「FITシステム」という。）により、賦課金の減免対象事業所に対して正しい減免率を適用しているか等の10項目を確認した上で、納付金の額を決定し、電気事業者から納付金を徴収している。費用負担調整機関では、同機関で確認した電気事業者の報告誤りは全て訂正されており、納付金の額を決定できないまま納付金を徴収できていない例はないとしている。</p>	<p>表 4-①（再掲）</p> <p>表 5-(1)-②</p>
<p><b>イ 交付金の交付業務</b></p> <p>各電気事業者に対し交付すべき交付金の額は、電気事業者が買い取った再生可能エネルギー電気の量に買取価格を乗じて算出した買取金額から回避可能費用（電気事業者が再生可能エネルギー電気を買い取ることにより支出を免れたであろう発電費用）を控除する等法令に定める方法により、費用負担調整機関が決定し、電気事業者に通知することとされている（法第9条及び第10条）。</p> <p>費用負担調整機関は、電気事業者から報告があった買取電力量等について、FITシステムにより、認定されていない発電設備から買い取っていないか等の31項目を確認した上で、交付金の額を決定し、電気事業者に交付金を交付している。</p> <p>また、費用負担調整機関では、確認対象である毎月約200万件の買取実績のうち、約2万件程度について買取金額に誤りがみられるとし</p>	<p>表 4-①（再掲）</p> <p>表 5-(1)-② （再掲）</p>

ている。誤りがあることが確認された場合には、誤りが訂正されるまで同機関は当該買取金額に係る交付金を支払わない取扱いとしており、平成 27 年 2 月に電気事業者から報告のあった買取実績についてみると、既報告分で誤りが未訂正のものも含めて 2 万 307 件の買取実績について買取価格等に誤りがあり、買取金額約 13 億 2,453 万円に係る交付金を支払っていないとしている。

他方、F I Tシステム上の確認項目が現在のものとなった平成 26 年 5 月から 27 年 2 月までに、電気事業者から費用負担調整機関に報告があった買取金額約 8,117 億円のうち、電気事業者から買取電力量に誤りがあったため買取金額が過大であった等との自己申告がなされたものが、約 3,271 万円 (0.004%) あった。誤りの理由別に訂正金額をみると、①買取電力量の誤りによるものが約 2,182 万円 (66.7%)、②バイオマスの種類の誤りによるものが約 822 万円 (25.1%)、③別の認定発電設備と取り違えていたものが約 214 万円 (6.5%)、④買取価格の誤りによるものが約 25 万円 (0.7%)、⑤廃止届の提出が判明したものが約 18 万円 (0.6%)、⑥買取月の誤りによるものが約 10 万円 (0.3%) となっている。電気事業者から申告を受けた費用負担調整機関は、誤って交付した交付金を返納させている。

買取電力量の誤り等を看過し交付金を交付したことについて、経済産業省及び費用負担調整機関は、例えば、買取電力量の誤りについては、対前年度同月比等で異常値となれば F I Tシステム上判明するものの、発電設備の電力量計を現認できない以上、全ては確認できないとしている。また、現在、F I Tシステム上で確認できないものについて審査できるようにするには当該システムを改修する必要があるが、その改修の要否は、賦課金で賄われることになる改修費用とそれにより防ぐことができる交付金の誤交付額を比較考量等しながら検討する必要があるなどとしている。

表 5-(1)-③

表 5-(1)-④

表 5-(1)-① 調整業務規程（平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年 10 月 31 日一部改正認可）＜抜粋＞

<p style="text-align: center;">第 3 章 納付金の徴収の方法に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（納付金額の算定に係る資料の提出）</p> <p>第 6 条 機構は、各電気事業者に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。）第 17 条で定める期間ごとに、当該各電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量その他必要な事項を記した資料の提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（納付金額の算定）</p> <p>第 7 条 機構は、各電気事業者から前条の資料を受け付けた後、納付金の額の算定及び審査を行うものとする。</p> <p>2 前項の納付金の額の算定及び審査は、施行規則第 18 条に基づき、これを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（納付金の額の決定）</p> <p>第 8 条 機構は、前条の算定及び審査により各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定する。</p> <p>2 機構は、前項で決定した電気事業者ごとの納付金の額を経済産業大臣に報告する。</p> <p style="text-align: center;">（納付金の額の通知）</p> <p>第 9 条 機構は、前条第 1 項の決定を行った場合は、各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を書面で通知する。</p> <p style="text-align: center;">（納付金の徴収の方法）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（納付金の納付の督促）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資料提出の請求）</p> <p>第 12 条 機構は、納付金の額を算定するため必要があるときは、再生可能エネルギー特別措置法第 13 条第 2 項の定めるところにより電気事業者に対し、資料の提出を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 交付金の交付の方法に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（再生可能エネルギー発電の認定情報の取得）</p> <p>第 13 条 機構は、交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から再生可能エネルギー特別措置法第 6 条に定める経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電の認定情報を取得する。</p> <p style="text-align: center;">（交付金額の算定に係る資料の受付）</p> <p>第 14 条 機構は、各電気事業者に対し、施行規則第 14 条で定める期間ごとに、特定契約を締結している電気事業者に対し、当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な事項を通知することを求めるものとする。</p>
---

(交付金額の算定)

第15条 機構は、各電気事業者から前条の資料を受け付けた後、交付金の額の算定及び審査を行うものとする。

2 前項の交付金の額の算定及び審査は、再生可能エネルギー特別措置法第9条及び施行規則第15条の規定に基づき、これを行うものとする。

(交付金の額の決定)

第16条 機構は、前条の算定及び審査により電気事業者(第11条第1項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第18条第1項において同じ。)ごとの交付金の額を算定し、これを決定する。

2 機構は、前項で決定した電気事業者ごとの交付金の額を経済産業大臣に報告する。

(交付金の額の通知)

第17条 機構は、前条第1項の決定を行った場合は、電気事業者に対し、その者に対し交付すべき交付金の額その他必要な事項を書面で通知する。

(交付金の交付の方法)

第18条 (略)

(交付金交付財源が不足する際の対応)

第18条の2 (略)

(資料提出の請求)

第19条 機構は、交付金の額を算定するため必要があるときは、再生可能エネルギー特別措置法第10条第2項の定めるところにより電気事業者に対し、資料の提出を求めるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

## 表5-(1)-② 納付金及び交付金の算定式

○ 納付金の算定式

$$\text{納付金 (円)} = \text{①供給電力量 (kWh)} \times \text{②賦課金単価 (円/kWh)} + \text{③減額分 (減免対象事業所負担分) (円)} - \text{④消費税 (円)}$$

○ 交付金の算定式

$$\text{交付金 (円)} = \text{①買取電力量 (kWh)} \times \text{②買取価格 (円/kWh)} - \text{③回避可能費用 (円)} - \text{④消費税 (円)} + \text{⑤事業税 (円)}$$

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 5-(1)-③ 電気事業者の自己申告による買取電力量等の訂正状況

(単位:千円、%)

電気事業者からの買取電力量等の報告年月	誤りの理由別訂正金額								買取金額 H
	買取電力量の誤り A	バイオマスの種類の誤り B	別の認定発電設備との取違え C	買取価格の誤り D	廃止届の提出が判明したものの E	買取月の誤り F	計 G		
平成 26 年 5 月	18,763	8,221	2,070	0	0	0	29,054	61,210,100	
6 月	0	0	9	0	0	0	9	80,367,114	
7 月	2,389	0	0	0	0	0	2,389	97,421,016	
8 月	70	0	0	0	0	0	70	86,213,387	
9 月	78	0	0	△1	112	0	190	80,294,375	
10 月	92	0	0	0	28	0	120	88,001,345	
11 月	2	0	0	0	41	0	43	77,768,629	
12 月	173	0	59	246	0	0	478	87,270,013	
27 年 1 月	144	0	0	0	0	103	248	81,264,445	
2 月	107	0	0	0	0	0	107	71,852,196	
合計	21,819 (66.7)	8,221 (25.1)	2,137 (6.5)	245 (0.7)	182 (0.6)	103 (0.3)	32,708 (0.004)	811,662,618	

(注) 1 当省の調査結果による。四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2 D 欄の 9 月がマイナスとなっているのは、買取価格が誤って低く報告されていたため、買取金額が増額されたことによるものである。

3 A から F の合計欄の ( ) 内は、計 (G) に対する割合である。四捨五入の関係で合計は 100% とはならない。

4 G の合計欄の ( ) 内は、買取金額 (H) の合計に対する割合である。

表 5-(1)-④ 買取電力量等の訂正理由等

誤りの内容	誤りが発生した理由	改善方策に関する経済産業省及び費用負担調整機関の意見
買取電力量の誤り	電気事業者の誤検針・誤入力、電力量計の不具合等により、誤った買取電力量が報告されたもの。	左の誤りについては、対前年度同月比等で異常値となればシステム上判明するものの、発電設備の電力量計を現認できない以上、全ては確認できない。
バイオマスの種類の誤り	本来、3種類のバイオマス燃料の混焼設備として報告されるべきところ、電気事業者の誤入力等により、4種類のバイオマス燃料の混焼設備として報告されたもの。	左の誤りについては、システム上確認できないが、確認できるようにするためには、費用対効果を検討する必要がある。
別の認定発電設備との取違い	本来、ある認定発電設備に係るデータとして報告されるべきところ、電気事業者の誤入力等により、別の認定発電設備に係るデータとして報告されたもの。	左の誤りについては、システム上の設備認定に係るチェック項目を満たしている場合、確認できない。
買取価格の誤り	ほとんどが特例太陽光発電設備（旧太陽光余剰電力買取制度から固定価格買取制度に移行した太陽光発電設備）に係るものであり、電気事業者の誤入力等により、誤った買取価格が報告されたもの。	特例太陽光発電設備に適用される8つの買取価格のいずれかが適用されているかについてはシステムで確認しているものの、個々の設備に適用される買取価格についてはデータを保有していない。システムで確認できるようにするには、電気事業者から特例太陽光発電設備に関するデータを入手する必要があり、費用対効果を検討する必要がある。
廃止届の提出が判明したもの	発電設備の廃止の届出が提出されていることが判明したため、電気事業者が当初に報告したデータを取り消したもの。	廃止の届出がシステムに反映されるまでには時間を要する場合があります、その間は、費用負担調整機関でも誤りがあることを確認できない。
買取月の誤り	電気事業者の誤入力等により、誤った買取月が報告されたもの。	左の誤りについては、システム上の買取月に係るチェック項目を満たしている場合、確認できない。

(注) 当省の調査結果による。